

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

## 旭川厚生年金 事案 1012

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 31 日は 21 万円、同年 12 月 30 日は 36 万 2,000 円、16 年 7 月 30 日は 11 万 8,000 円、同年 12 月 30 日は 8 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日  
② 平成 15 年 12 月 30 日  
③ 平成 16 年 7 月 30 日  
④ 平成 16 年 12 月 30 日

株式会社 A B 支店に勤務していた期間のうち、申立期間①、②、③及び④において賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与に係る年金記録が無い。

年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している貯金通帳の写し及び取引先の金融機関の記録から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、株式会社 A から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、同僚が所持する給与明細書によると、同人は、賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与振込額を基に算出した賞与額及び保険料控除額から、平成 15 年 7 月 31 日は 21 万円、同年 12 月 30 日は

36万2,000円、16年7月30日は11万8,000円、同年12月30日は8万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和 59 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
申立期間は、B株式会社で、販売業務に従事した。

年金記録を確認したところ、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者記録によると、昭和 57 年 5 月 21 日に株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得し、59 年 3 月 1 日に被保険者資格を喪失後、同年 4 月 1 日に同社の関連会社であるB株式会社において被保険者資格を取得しており、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間にB株式会社で継続して勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aの取締役で、B株式会社の監査役であった者は、「B株式会社は、株式会社Aにテナントとして入居していた地元C市の店『株式会社D』が、経営不振になったことから、株式会社Aが同店を買収し、B株式会社として再スタートさせた。同社の給与計算及び社会保険事務は、株式会社Aの本部で行っており、両社の社会保険の取扱いは、基本的に同じであった。」と回答している。

さらに、B株式会社の取締役であった者及び同社の給与事務を担当していた株式会社Aの経理担当者は、「申立人は、途中退職することなく、申立期間も継続してB株式会社で勤務していた。申立人は、販売を担当し、申立期間の前後で、業務内容や勤務場所等に変更は無く、申立期間の厚生年金保険料も、給与から控除されていた。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、B株式会社が買収したとされる株式会社Dが、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和59年3月1日）と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、申立人は、同日の前後で勤務形態及び業務内容に変更が無く、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させられる理由は無い上、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和59年4月1日であることを踏まえると、同社が適用事業所になるまでの期間は、引き続き株式会社Aにおいて厚生年金保険の適用を受けていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和59年2月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 旭川厚生年金 事案1014

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月1日から51年5月7日まで  
昭和49年7月から51年7月末まで、株式会社Aで継続して勤務したが、途中退職していないにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和50年5月1日から同年12月15日までの期間及び51年4月1日から同年5月7日までの期間において、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は、「当時の資料は無く、また、社会保険事務を委託していた地元の労働事務所も無くなっているため、申立人の厚生年金保険の取扱いについては、分からない。」と供述している。

また、株式会社Aの後継会社である株式会社Bは、「当時の資料は、保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立期間中に株式会社Aで雇用保険に加入している者が、申立人のほかに6人（申立人と同職種の同僚一人を含む。）確認できるところ、同社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、いずれの者も厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、これら同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間当時の株式会社Aの従業員数について、10人から11人であったとしているが、同社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、

申立期間当時の被保険者数は、4人となっている上、このうち、男子の被保険者は事業主一人のみであることから、当時、同社では、男子の従業員について、厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

その上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間中に失業給付を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。